

第4回 口頭弁論 報告集会

原発が奪ったもの

個人の尊厳

原発が教えたこと

28. 9. 7. 福島被ばく訴訟 原告 井戸川克隆

平等

- 憲法 第3章 国民の権利及び義務

第11条 基本的人権

第13条 個人の尊重

第14条 法の下での平等

20ミリシーベルト以下は住める

風評被害の解消

復興のために放射能の事を言うな

家の周りだけの除染完了

帰還の強要

侵害

自由

- 憲法

第12条 自由及び権利の保持責任・乱用禁止

第19条 思想及び良心の自由

第22条 居住・移転・職業の自由

第23条 学問の自由

被ばくの許容量とか避難区域とか避難時間など重要な事柄を被害者に関係のない者達(悪意の第三者)があれこれと決めているのは無効だ。福島県庁は何をしている、新潟県はしっかり福島事故を検証しているではないか！

家 族

- 憲法

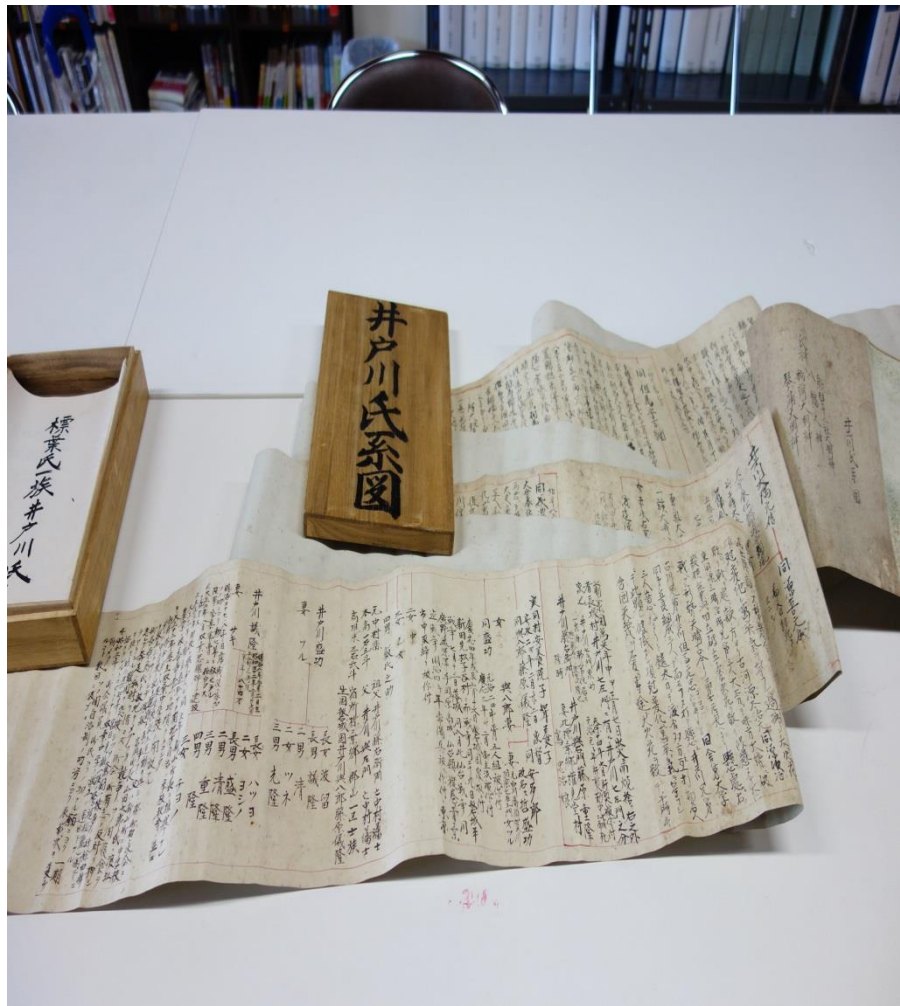
第24条 家庭生活における個人の尊厳・両性の平等

第25条 国民の生存権、国の社会保障的義務

この事故で最大の被害は家族関係の崩壊だ。小さな仮設にどうして家族が住める、期限の見えない避難生活に災害救助法の適用は無い。事故前に住民の同意を得ていない政策は、無効であり新たな行政の不作為による被害だ。私も家族関係は壊れたままだ。

家系の継承

- 我が家の一大事＝加害者に侵されたくない



日本の現状

ウソで覆われている

日 本

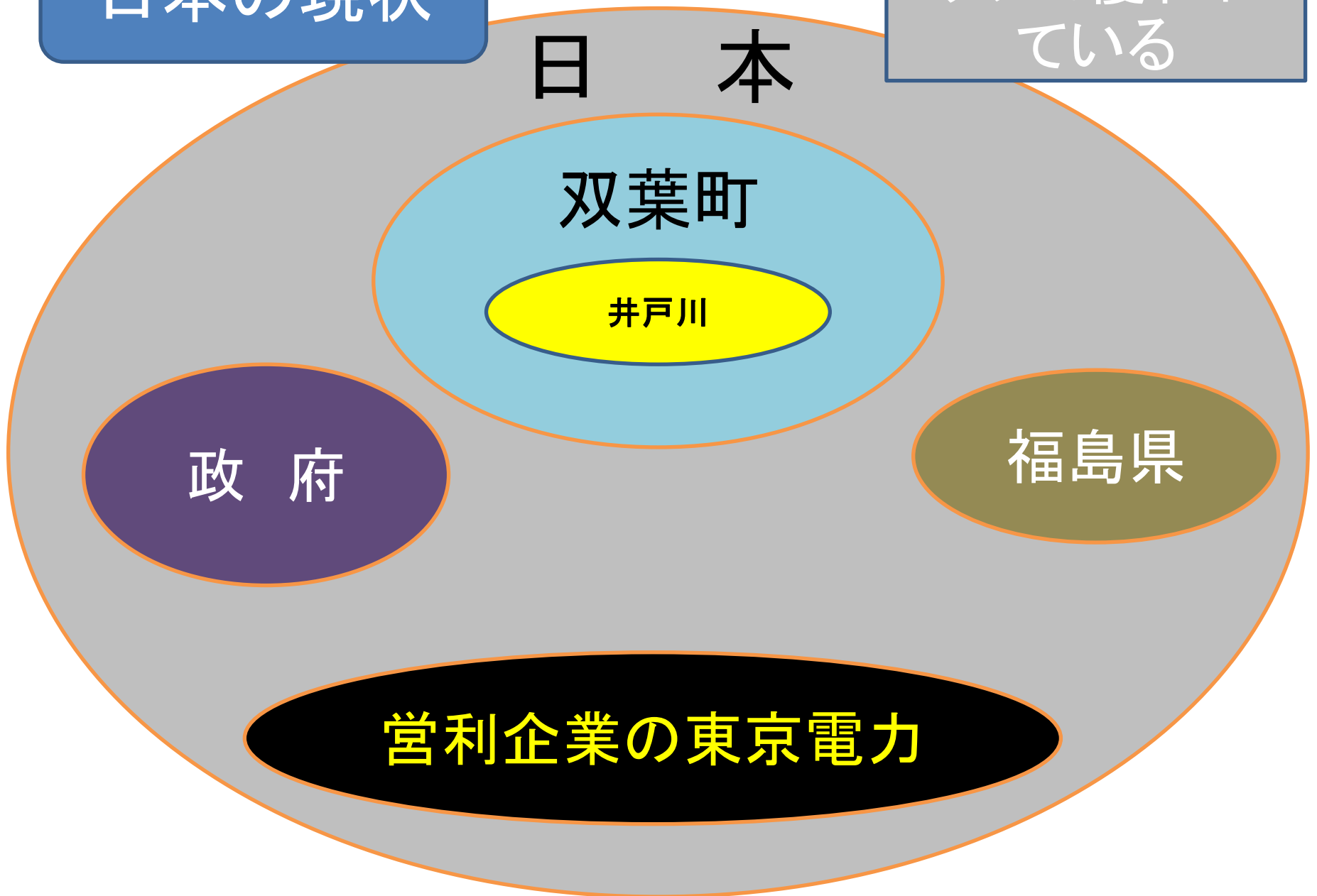
双葉町

井戸川

政 府

福島県

営利企業の東京電力



原子力安全・保安院はいつも言っていました

万一の緊急事態への備え —原子力防災と核物質防護—

万一の緊急事態にも、日頃から

万一、原子力施設で事故が発生した場合に備え、地域のみならずの安全を守るため万全の防災体制を整えています。また緊急事態にすばやく対応するため、日頃から入念な訓練を行っています。

緊急時に総力をあげて対応する 原子力防災体制

原子力施設において事故が発生した場合には、国をはじめ、地方公共団体、原子力事業者、その他警察・消防などの関係機関が総力をあげて対応します。このためNISAでは、原子力施設のある全国21か所（平成17年4月1日現在）に「オフサイトセンター（緊急事態応急対策拠点施設）」を整備しています。緊急時、オフサイトセンターには国をはじめ関係機関

の担当者が一堂に会して「原子力災害合同対策協議会」を組織し、情報共有を図るとともに、緊急事態応急対策の実施などについて相互に連携して対処します。

原子力防災専門官の配置

NISAは、オフサイトセンターに原子力防災専門官を常駐させています。防災専門官は、万一の原子力災害が



NUCLEAR AND INDUSTRIAL SAFETY

備えています。

発生した場合、事業者や自治体との間で迅速な情報収集や連絡を行うとともに、オフサイトセンターで災害対応の活動を行います。

- 【緊急時】・状況把握のための原子力保安検査官への指示
- ・防災関係者の非常招集、オフサイトセンターの立ち上げ
- ・国、都道府県、市町村との連絡調整 など
- 【平常時】・事業者に対し、防災業務計画の作成や予防対策に関する指導、助言
- ・地方自治体に対し、原子力防災計画策定に関する指導、助言 など

緊急時にすばやく対応する 原子力防災訓練

緊急時に迅速かつ的確な対応の訓練が非常に重要です。このため、ある地元自治体がオフサイトセンターで行う防災訓練には、NISAの職員が積極的に参加しています。また、内閣総理大臣をはじめ、中央官庁、地元自治体、原子力関係機関などが参加されます。訓練では、緊急事態発生を想定し、防災体制の確立や円滑な住民避難などの遂行状況

原子力防災訓練



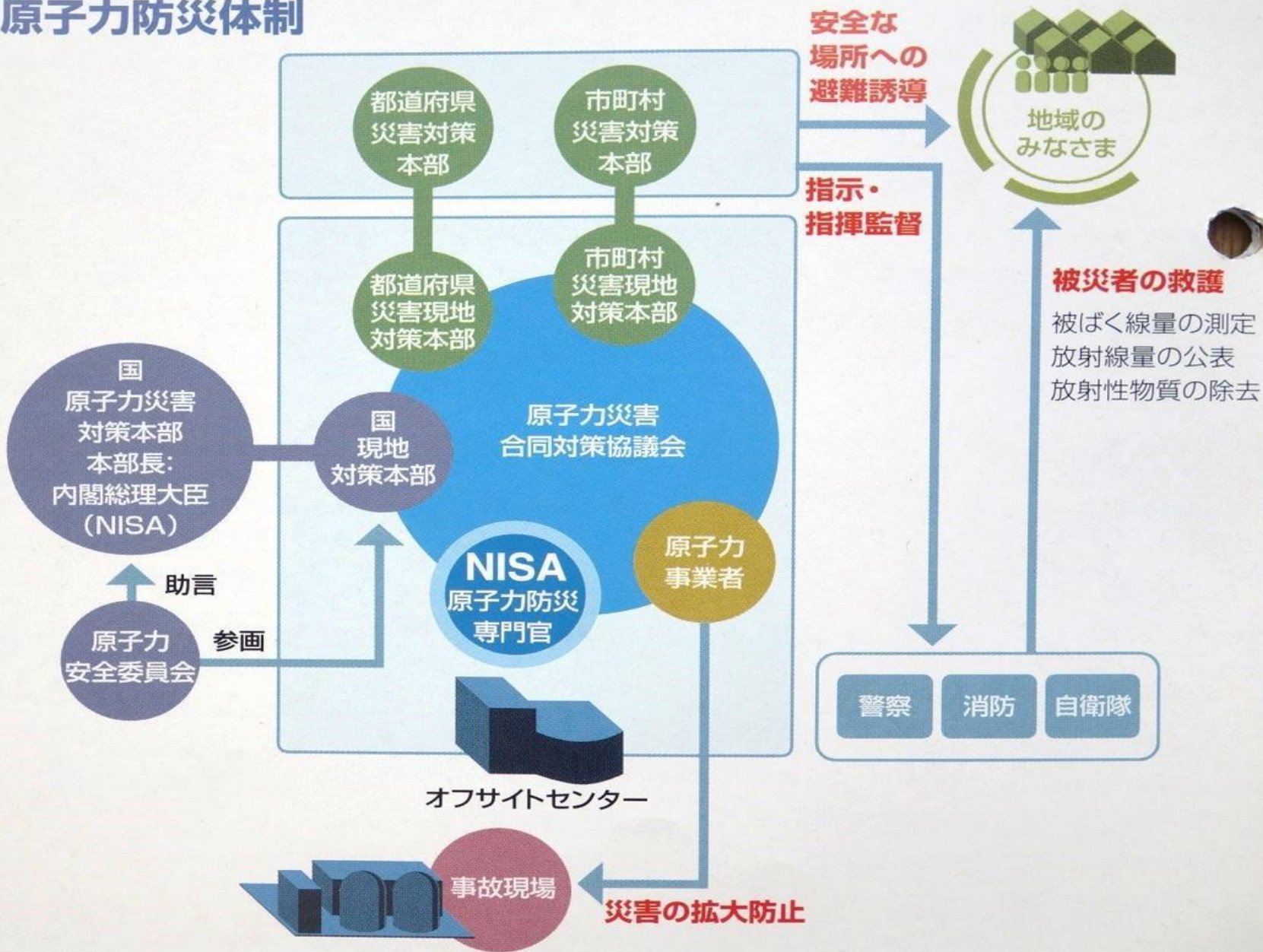
国際的なテロ脅威の高まりにも対処し、核物質が盗まれたり、原子力施設が破壊されたりする行為を防ぐ体制も強化しています。

核物質防護規制の強化

核物質防護検査官の配置

事故が起きたら12日朝から22日まで不在でした

原子力防災体制



段階に応じて、要所を押さえた

安全規制を行っています。

原子力施設の立地から、設計、建設、運転、廃止まで、施設のライフサイクルに応じたすべての段階でNISAは要所を押さえた規制を行っています。



■ 立地・設計

原子力施設を設置しようとする事業者が設計を行う段階では、NISAは、その施設が核燃料物質などによる災害を防止するために支障のない構造となっているかなどについて、安全審査を行います。

■ 建設

施設の建設にあたっては、設計どおりに施設の製作や建設が行われているか工事の進捗状況にあわせて使用前検査を行い、また施設を安全に運転・管理するうえで必要となる保安規定の認可を行います。

■ 運転

運転が開始された後は、設備の機能や性能などが、国が定めた技術基準をクリアしているかどうか確認する。年ごとの定期的な検査、保安規定の遵守状況についての年4回の保安検査や、常駐している原子力保安検査官による毎日の巡視点検など、さまざまな間隔で多面的に確認しています。もし基準や規定に違反していることがわかった場合には、NISAは事業者に対して直ちに改善を求め、場合によっては、許可の取り消しや運転の停止など厳しい処分を行います。

■ 廃止措置

原子力施設の運転が終了し解体や廃止が必要となる段階においても、NISAは、廃止措置の開始や終了について認可や確認を行います。

NISA CHECK

原子力発電所



その他の原子力施設 (加工施設、再処理施設等)

原子力の 安全確保の中心に NISAがいます。

国民のみなさまの安全を守るため
さまざまな機関が連携して原子力の安全確保に取り組んでいます。
NISAは原子力の安全に責任を持つ行政庁として、
その中心的な役割を担っています。

電力会社などの
原子力事業者

原子力の安全を
チェックする機関



に向けて徹底した情報公開を行うなど、広聴・広報活動を行います。

原子力の安全を チェックする機関

厳正な審査による設置の許認可

適切な段階で行う設置の検査・認可

検査の分担など

JNES
(原子力
安全基盤機構)
NISAとの連携

安全解析・評価、防災支援など

NISA

審査結果の
2次審査など
ダブルチェック

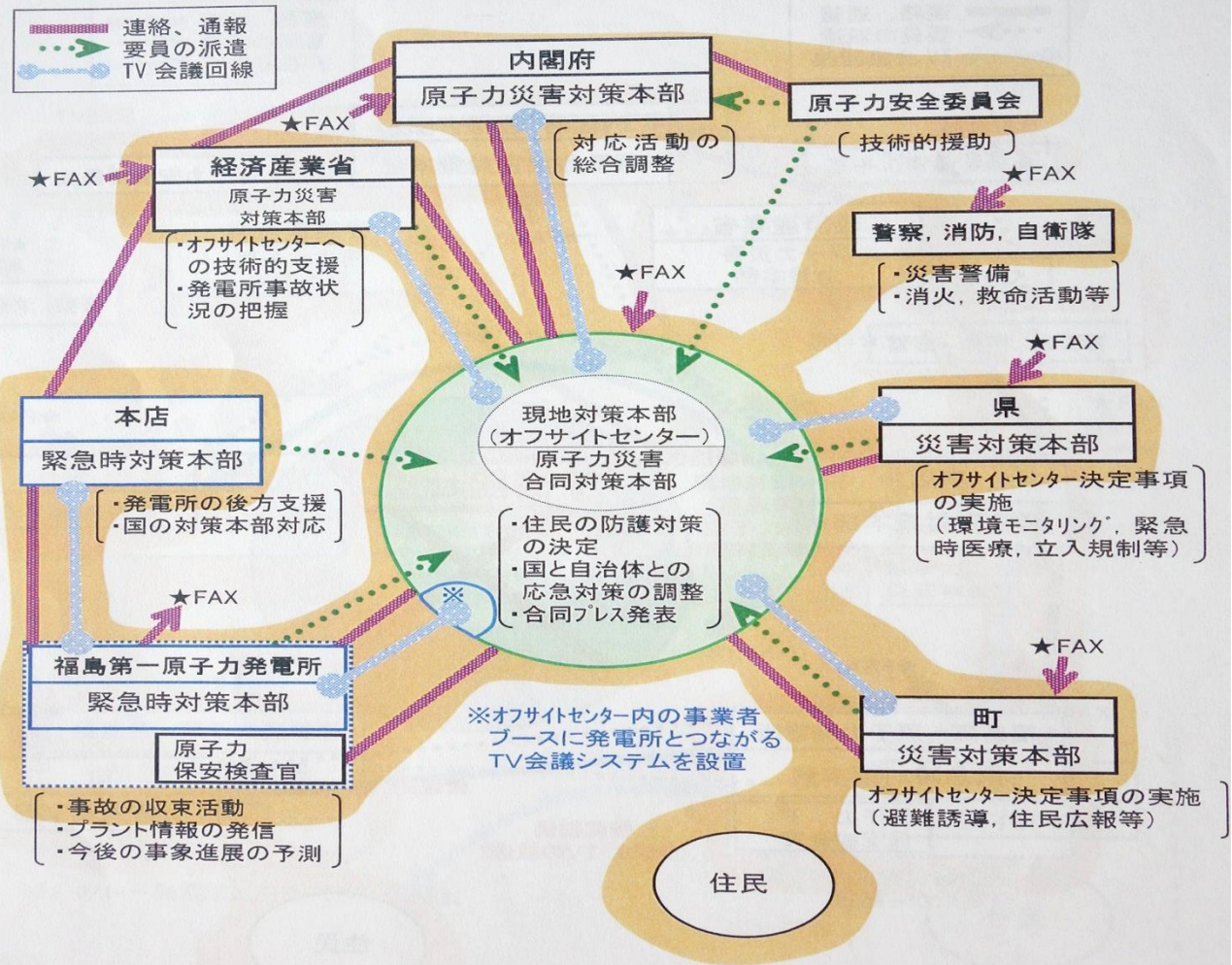
**原子力
安全委員会**

NISAが行う規制の
ダブルチェック

安全規制の透明性を
確保するための
広聴・広報

緊急事態勢の変遷
 <本来の対処方法>

原子力災害対策本部の権限のほとんどを現地対策本部へ委譲し、オフサイトセンターを中心に対応する。



乙イ第2号証の2 東京電力(株) 中から抜粋したもの

福島原子力事故調査報告書

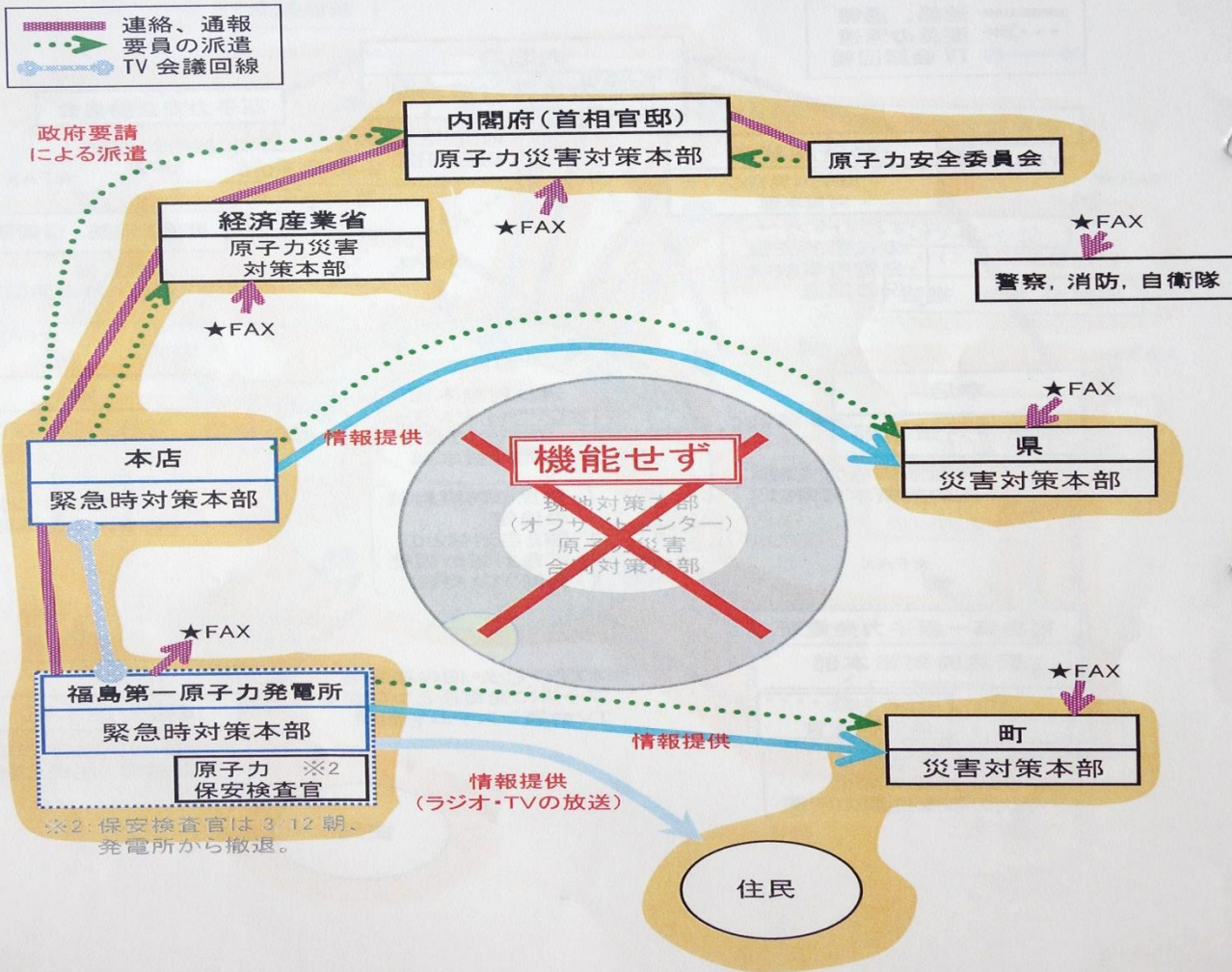
原子力災害対策特別措置法第23条を図化したもの

管政権はこの法律に従わないで独断専行をして、避難エリアやヨウ素剤の服用指示やスピーディな情報を止めてしまった、この為多くの被害者を救済しないままにしている

緊急時態勢の変遷

<3月11日 19時03分～3月12日未明>

首相官邸に原子力災害対策本部が設置されたが、停電等の影響でオフサイトセンターが活動できる状態ではなかった。



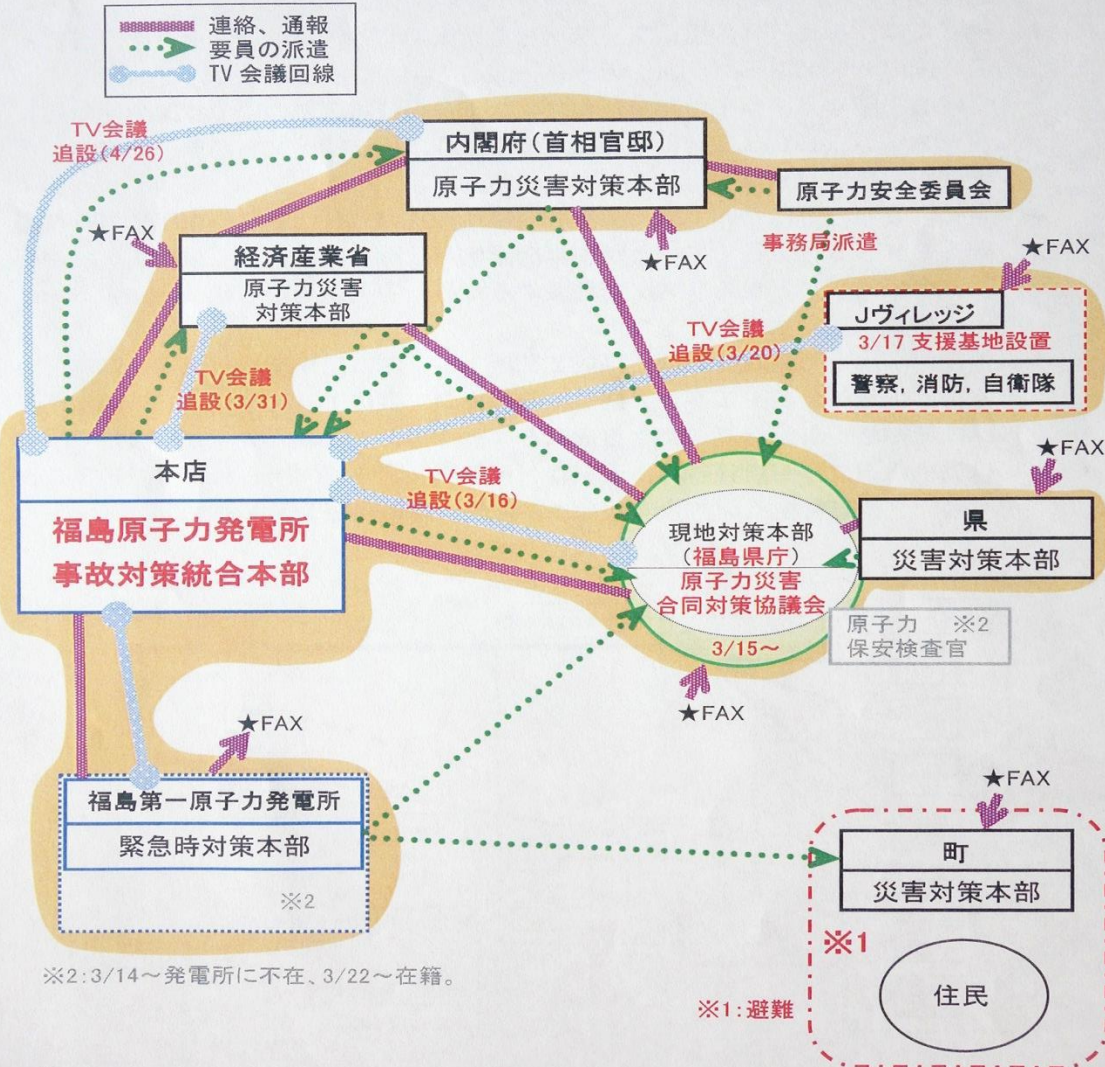
※2: 保安検査官は3/12朝、発電所から撤退。

訓練では事故時に必須とされ
ていた、原子力災害合同対策協
議会が機能させないと言う事
は、地元にとってはほとんどな
いことで、正に「想定外」だった。

緊急事態勢の変遷

<3月15日 5時35分以降>

福島原子力発電所事故対策統合本部（現：政府・東京電力統合対策室）の設置を政府が発表。12月16日に統合本部解散。

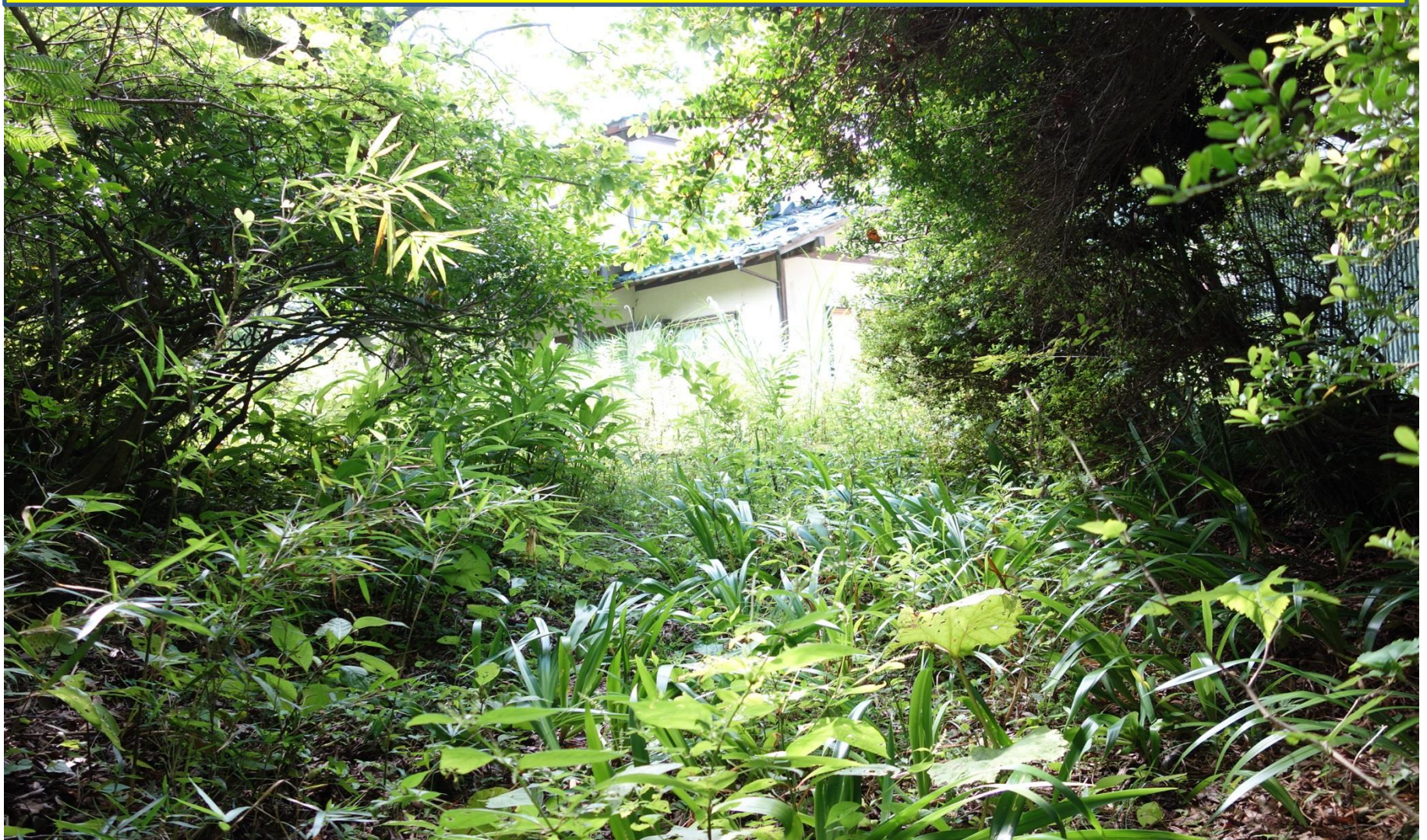


※2:3/14~発電所に不在、3/22~在籍。

県庁は広域行政の指導的立場にありながら、この法律違反の事故対応体制を今日まで知らんふりをしています、私はこのことについて県知事に公開質問状を出しています。すが回答はありません。明らかに法律違反です。

我が家の進入路から母屋を望む

放射能に占領された終の住処、元に戻せ！



まだまだウソは有ります

- **ウソ**と**捏造**は第一原発から膨大に出た放射エネルギーと比例します。既にこの量は地球を覆っています
- 皆さんは騙されないで下さい、そして福島**の悪例**が他の原発事故で悪用されない為にも私は戦い続けます。
- ご清聴ありがとうございました。